

発 本 原 第 1 9 6 号
平成28年12月22日

原子力規制委員会
原 子 力 規 制 庁
原子力災害対策・核物質防護課長 殿

九 州 電 力 株 式 会 社
発 電 本 部
原 子 力 管 理 部



玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（ご連絡）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は弊社事業に対し格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、原子力緊急事態支援組織の充実等に伴い、「玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の見直しが必要となりました。

つきましては、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について（規程）」に基づく軽易な変更扱いとして、次回修正までの期間、添付のとおり読み替えることにより運用いたしますのでご連絡申し上げます。

敬 具

・添付資料

玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読み替え後	備 考
1. 図表集 別図2-1 原子力防災組織及び業務分掌 1-1 別図2-2 本店原子力防災組織及び業務分掌 1-2 別図2-3 警戒事態に該当する事象の連絡先 1-3 別図2-4 原災法第10条第1項に基づく通報先 1-4 別図2-5 原災法第10条第1項の通報後の連絡先 1-6 別図2-6 発電所の緊急時体制発令と原子力防災要員等の非常召集連絡経路 1-8 別図2-7 本店の緊急時体制発令と原子力防災要員等の非常召集連絡経路 1-9 別図2-8 原子力事業所災害対策支援拠点原子力防災組織及び業務分掌 1-10 別図3-1 緊急時体制発令後の社内の情報連絡経路 1-11 別図3-2 発電所敷地境界付近の放射線測定設備等 1-12 別図3-3 その他の原子力防災資機材（緊急時対応に必要な主な資機材） 1-13 別図3-4 発電所内の緊急時対策所及び応急処置施設 1-14 別図3-5 玄海原子力発電所と原子力事業所災害対策支援拠点の候補地 1-15 別図4-1 公表内容の伝達経路 1-16 別表2-1 警戒事態に該当する事象の連絡基準 1-17 別表2-2 原災法第10条第1項に該当する事象の通報基準 1-19 別表2-3 原災法第15条第1項の原子力緊急事態に該当する事象の判断基準 .. 1-24 別表2-4 原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈 1-28 別表2-5 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧表 1-86 別表2-6 原子力防災要員の職務と配置 1-88 別表3-1 原子力防災資機材 1-89 別表3-2 その他の原子力防災資機材 1-91 別表3-3 原子力災害対策活動で使用する資料 1-93 別表3-4 原子力事業所災害対策支援拠点 1-94 別表3-5 緊急時対策所 1-97 別表3-6 統合原子力防災ネットワークに接続する非常用通信機器等 1-98 別表3-7 原子力施設事態即応センター 1-99 別表3-8 訓練の種類 1-100 別表3-9 原子力緊急事態支援組織 1-101 別表4-1 緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）データ項目 1-102 別表4-2 緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与 1-106 別表5-1 原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与 1-107 別表6-1 他の原子力事業者の原子力事業所で発生した原子力災害への原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与 1-108 別表7-1 原子力防災組織業務の一部を委託するもの 1-109 （参考1） 原災法及び原子力災害対策指針に基づくEAL基準の整理表 （参考2） 更なる防災体制の整備計画	1. 図表集 別図2-1 原子力防災組織及び業務分掌 1-1 別図2-2 本店原子力防災組織及び業務分掌 1-2 別図2-3 警戒事態に該当する事象の連絡先 1-3 別図2-4 原災法第10条第1項に基づく通報先 1-4 別図2-5 原災法第10条第1項の通報後の連絡先 1-6 別図2-6 発電所の緊急時体制発令と原子力防災要員等の非常召集連絡経路 1-8 別図2-7 本店の緊急時体制発令と原子力防災要員等の非常召集連絡経路 1-9 別図2-8 原子力事業所災害対策支援拠点原子力防災組織及び業務分掌 1-10 別図3-1 緊急時体制発令後の社内の情報連絡経路 1-11 別図3-2 発電所敷地境界付近の放射線測定設備等 1-12 別図3-3 その他の原子力防災資機材（緊急時対応に必要な主な資機材） 1-13 別図3-4 発電所内の緊急時対策所及び応急処置施設 1-14 別図3-5 玄海原子力発電所と原子力事業所災害対策支援拠点の候補地 1-15 別図4-1 公表内容の伝達経路 1-16 別表2-1 警戒事態に該当する事象の連絡基準 1-17 別表2-2 原災法第10条第1項に該当する事象の通報基準 1-19 別表2-3 原災法第15条第1項の原子力緊急事態に該当する事象の判断基準 .. 1-24 別表2-4 原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈 1-28 別表2-5 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧表 1-86 別表2-6 原子力防災要員の職務と配置 1-88 別表3-1 原子力防災資機材 1-89 別表3-2 その他の原子力防災資機材 1-91 別表3-3 原子力災害対策活動で使用する資料 1-93 別表3-4 原子力事業所災害対策支援拠点 1-94 別表3-5 緊急時対策所 1-97 別表3-6 統合原子力防災ネットワークに接続する非常用通信機器等 1-98 別表3-7 原子力施設事態即応センター 1-99 別表3-8 訓練の種類 1-100 別表3-9 <u>電力間協定に基づく</u>原子力緊急事態支援組織 1-101 別表4-1 緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）データ項目 1-103 別表4-2 緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与 1-107 別表5-1 原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与 1-108 別表6-1 他の原子力事業者の原子力事業所で発生した原子力災害への原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与 1-109 別表7-1 原子力防災組織業務の一部を委託するもの 1-110 （参考1） 原災法及び原子力災害対策指針に基づくEAL基準の整理表 （参考2） 更なる防災体制の整備計画	原子力緊急事態支援組織の充実等に伴う読み替え

玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読み替え後	備 考																																																								
別表 3－9 原子力緊急事態支援組織 1. 原子力緊急事態支援組織の概要 <table><tr><td>実施主体</td><td>日本原子力発電株式会社</td></tr><tr><td>所 在 地</td><td>日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内 (所在地：福井県敦賀市杵見165－9－6)</td></tr><tr><td>施設概要</td><td>事務所兼研修室、資機材保管スペース、訓練施設、宿泊施設、駐車場 等</td></tr><tr><td>要 員 数</td><td>9名（組織長、対応要員）</td></tr></table> 2. 平常時の主な業務 <table><tr><td>資機材の集中管理</td><td>保有資機材（4. 参照）について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。</td></tr><tr><td>資機材の機能向上及び拡充</td><td>国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。</td></tr><tr><td>資機材操作要員の養成訓練</td><td>原子力事業者の要員に対する資機材操作訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的（1回／年）に実施 ・主要内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等</td></tr><tr><td>原子力防災訓練への協力</td><td>原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。</td></tr></table> 3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容 <table><tr><td>災害発生時の連絡体制</td><td> 10条通報 支援要請 発災事業者* （平日日中）支援組織長 （夜間休祭日）連絡当番者 状況報告 出動指示 支援組織要員 </td></tr><tr><td>発災事業者への支援内容</td><td>※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者 ・発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を召集し、資機材の輸送準備を開始する。 ・支援組織から輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況（災害、天候等）に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる発電所近郊までの輸送も考慮する。 ・災害発生状況に応じた資機材引渡し箇所にて、発災事業者へ資機材を引き渡すとともに、発災事業者が実施する資機材操作の支援及び資機材を活用した事故収束活動に係る助言を実施する。 ・以上の活動については、支援組織本部の指揮命令のもとに実施する。</td></tr></table> 4. 保有資機材一覧 資機材については1回／年保守点検を行う。また、不具合が長期にわたる場合には代替品を補充する。 <table><tr><th>分類</th><th>名 称</th><th>数 量</th><th>保管場所</th></tr><tr><td rowspan="2">遠隔操作ロボット</td><td>小型偵察用ロボット</td><td>4 台</td><td rowspan="2">資機材保管スペース</td></tr><tr><td>中型作業用ロボット</td><td>1 台</td></tr><tr><td>除染用資機材</td><td>除染用資機材</td><td>1 式</td><td></td></tr></table>	実施主体	日本原子力発電株式会社	所 在 地	日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内 (所在地：福井県敦賀市杵見165－9－6)	施設概要	事務所兼研修室、資機材保管スペース、訓練施設、宿泊施設、駐車場 等	要 員 数	9名（組織長、対応要員）	資機材の集中管理	保有資機材（4. 参照）について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。	資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。	資機材操作要員の養成訓練	原子力事業者の要員に対する資機材操作訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的（1回／年）に実施 ・主要内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等	原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。	災害発生時の連絡体制	10条通報 支援要請 発災事業者* （平日日中）支援組織長 （夜間休祭日）連絡当番者 状況報告 出動指示 支援組織要員	発災事業者への支援内容	※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者 ・発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を召集し、資機材の輸送準備を開始する。 ・支援組織から輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況（災害、天候等）に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる発電所近郊までの輸送も考慮する。 ・災害発生状況に応じた資機材引渡し箇所にて、発災事業者へ資機材を引き渡すとともに、発災事業者が実施する資機材操作の支援及び資機材を活用した事故収束活動に係る助言を実施する。 ・以上の活動については、支援組織本部の指揮命令のもとに実施する。	分類	名 称	数 量	保管場所	遠隔操作ロボット	小型偵察用ロボット	4 台	資機材保管スペース	中型作業用ロボット	1 台	除染用資機材	除染用資機材	1 式		別表 3－9 電力間協定に基づく原子力緊急事態支援組織 1. 原子力緊急事態支援組織の概要 <table><tr><td>実施主体</td><td>日本原子力発電株式会社</td></tr><tr><td>名 称</td><td>美浜原子力緊急事態支援センター</td></tr><tr><td>所 在 地</td><td>福井県三方郡美浜町久々子38号36</td></tr><tr><td>施設概要</td><td>事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート等</td></tr><tr><td>要 員 数</td><td>21名（所長、支援組織要員）</td></tr></table> 2. 平常時の主な業務 <table><tr><td>資機材の集中管理</td><td>保有資機材（4. 参照）について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。</td></tr><tr><td>資機材の機能向上及び拡充</td><td>国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。</td></tr><tr><td>資機材操作要員の養成訓練</td><td>支援組織要員に対する支援活動に関する教育、訓練を行う。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・主要内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等</td></tr><tr><td>原子力防災訓練への協力</td><td>原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的（1回／年）に実施 ・主要内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等</td></tr></table> 3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容 <table><tr><td>災害発生時の連絡体制</td><td> 10条通報 支援要請 発災事業者* （平日日中）支援組織長 （夜間休祭日）連絡当番者 状況報告 出動指示 支援組織要員 </td></tr><tr><td>発災事業者への支援内容</td><td>※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者 ・発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を召集し、資機材の輸送準備を実施した後、要員を派遣する。 ・支援組織から原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況（災害、天候等）に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。 ・原子力事業所災害対策支援拠点から発災事業者の災害現場まで資機材を搬送する。 ・発災事業者の災害現場における放射線量をはじめとする環境情報収集の支援活動を行う。また、同災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルートの確保作業の支援活動を行う。</td></tr></table>	実施主体	日本原子力発電株式会社	名 称	美浜原子力緊急事態支援センター	所 在 地	福井県三方郡美浜町久々子38号36	施設概要	事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート等	要 員 数	21名（所長、支援組織要員）	資機材の集中管理	保有資機材（4. 参照）について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。	資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。	資機材操作要員の養成訓練	支援組織要員に対する支援活動に関する教育、訓練を行う。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・主要内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等	原子力防災訓練への協力	原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的（1回／年）に実施 ・主要内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等	災害発生時の連絡体制	10条通報 支援要請 発災事業者* （平日日中）支援組織長 （夜間休祭日）連絡当番者 状況報告 出動指示 支援組織要員	発災事業者への支援内容	※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者 ・発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を召集し、資機材の輸送準備を実施した後、要員を派遣する。 ・支援組織から原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況（災害、天候等）に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。 ・原子力事業所災害対策支援拠点から発災事業者の災害現場まで資機材を搬送する。 ・発災事業者の災害現場における放射線量をはじめとする環境情報収集の支援活動を行う。また、同災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルートの確保作業の支援活動を行う。	原子力緊急事態支援組織の充実等に伴う読み替え
実施主体	日本原子力発電株式会社																																																									
所 在 地	日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内 (所在地：福井県敦賀市杵見165－9－6)																																																									
施設概要	事務所兼研修室、資機材保管スペース、訓練施設、宿泊施設、駐車場 等																																																									
要 員 数	9名（組織長、対応要員）																																																									
資機材の集中管理	保有資機材（4. 参照）について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。																																																									
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。																																																									
資機材操作要員の養成訓練	原子力事業者の要員に対する資機材操作訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的（1回／年）に実施 ・主要内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等																																																									
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。																																																									
災害発生時の連絡体制	10条通報 支援要請 発災事業者* （平日日中）支援組織長 （夜間休祭日）連絡当番者 状況報告 出動指示 支援組織要員																																																									
発災事業者への支援内容	※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者 ・発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を召集し、資機材の輸送準備を開始する。 ・支援組織から輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況（災害、天候等）に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる発電所近郊までの輸送も考慮する。 ・災害発生状況に応じた資機材引渡し箇所にて、発災事業者へ資機材を引き渡すとともに、発災事業者が実施する資機材操作の支援及び資機材を活用した事故収束活動に係る助言を実施する。 ・以上の活動については、支援組織本部の指揮命令のもとに実施する。																																																									
分類	名 称	数 量	保管場所																																																							
遠隔操作ロボット	小型偵察用ロボット	4 台	資機材保管スペース																																																							
	中型作業用ロボット	1 台																																																								
除染用資機材	除染用資機材	1 式																																																								
実施主体	日本原子力発電株式会社																																																									
名 称	美浜原子力緊急事態支援センター																																																									
所 在 地	福井県三方郡美浜町久々子38号36																																																									
施設概要	事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート等																																																									
要 員 数	21名（所長、支援組織要員）																																																									
資機材の集中管理	保有資機材（4. 参照）について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。																																																									
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。																																																									
資機材操作要員の養成訓練	支援組織要員に対する支援活動に関する教育、訓練を行う。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・主要内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等																																																									
原子力防災訓練への協力	原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的（1回／年）に実施 ・主要内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等																																																									
災害発生時の連絡体制	10条通報 支援要請 発災事業者* （平日日中）支援組織長 （夜間休祭日）連絡当番者 状況報告 出動指示 支援組織要員																																																									
発災事業者への支援内容	※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者 ・発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を召集し、資機材の輸送準備を実施した後、要員を派遣する。 ・支援組織から原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況（災害、天候等）に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。 ・原子力事業所災害対策支援拠点から発災事業者の災害現場まで資機材を搬送する。 ・発災事業者の災害現場における放射線量をはじめとする環境情報収集の支援活動を行う。また、同災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルートの確保作業の支援活動を行う。																																																									

玄海原子力発電所
 原子力事業者防災業務計画
 読み替え表

現 行	読み替え後	備 考																														
なし	発災事業者への支援内容 - 支援組織の活動に必要な範囲での、放射性物質の除去等の除染作業の支援活動を行う。 - 以上の活動については、発災事業者が設置する災害対策本部と連携した支援組織連絡本部の指揮命令のもとに実施する。 4. 保有資機材一覧 資機材については1回／年保守点検を行う。また、故障、点検等により必要数が確保できない場合には代替品を補充する。 <table><tr><th>分類</th><th>名 称</th><th>数量</th><th>保管場所</th></tr><tr><td rowspan="4">遠隔操作 資機材</td><td>小型ロボット（現場偵察（撮影、放射線測定）用）</td><td>6 台</td><td rowspan="11">資機材 保管庫・車庫棟</td></tr><tr><td>中型ロボット（障害物撤去用）</td><td>2 台</td></tr><tr><td>無線重機（屋外のがれき等の撤去用）</td><td>3 台</td></tr><tr><td>無線ヘリコプター（高所からの偵察）</td><td>2 台</td></tr><tr><td rowspan="4">現地活動 用資機材</td><td>放射線防護用資機材</td><td>1 式</td></tr><tr><td>放射線管理、除染用資機材</td><td>1 式</td></tr><tr><td>作業用資機材</td><td>1 式</td></tr><tr><td>一般資機材</td><td>1 式</td></tr><tr><td rowspan="3">搬送用 車両</td><td>ワゴン車（要員・軽資機材搬送）</td><td>2 台</td></tr><tr><td>大型トラック（重機搬送）</td><td>1 台</td></tr><tr><td>中型トラック（ロボット搬送等）</td><td>9 台</td></tr></table>	分類	名 称	数量	保管場所	遠隔操作 資機材	小型ロボット（現場偵察（撮影、放射線測定）用）	6 台	資機材 保管庫・車庫棟	中型ロボット（障害物撤去用）	2 台	無線重機（屋外のがれき等の撤去用）	3 台	無線ヘリコプター（高所からの偵察）	2 台	現地活動 用資機材	放射線防護用資機材	1 式	放射線管理、除染用資機材	1 式	作業用資機材	1 式	一般資機材	1 式	搬送用 車両	ワゴン車（要員・軽資機材搬送）	2 台	大型トラック（重機搬送）	1 台	中型トラック（ロボット搬送等）	9 台	原子力緊急事態支援組織の 充実等に伴う読み替え
分類	名 称	数量	保管場所																													
遠隔操作 資機材	小型ロボット（現場偵察（撮影、放射線測定）用）	6 台	資機材 保管庫・車庫棟																													
	中型ロボット（障害物撤去用）	2 台																														
	無線重機（屋外のがれき等の撤去用）	3 台																														
	無線ヘリコプター（高所からの偵察）	2 台																														
現地活動 用資機材	放射線防護用資機材	1 式																														
	放射線管理、除染用資機材	1 式																														
	作業用資機材	1 式																														
	一般資機材	1 式																														
搬送用 車両	ワゴン車（要員・軽資機材搬送）	2 台																														
	大型トラック（重機搬送）	1 台																														
	中型トラック（ロボット搬送等）	9 台																														

玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読み替え後	備 考																																																
別表 7－1 原子力防災組織業務の一部を委託するもの 防災業務計画等命令第 2 条第 3 項に基づき、原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称、主たる事務所の所在地、業務の範囲及び実施方法は以下のとおり。 <table><tr><td>法人の名称</td><td>西日本プラント工業株式会社</td></tr><tr><td>主たる事務所の所在地</td><td>福岡県福岡市中央区高砂一丁目 1 0 番 1 号</td></tr><tr><td>業務の範囲及び実施方法</td><td>・ 電源車、電源復旧作業用資機材等を使用した電源復旧作業 ・ 水中ポンプ及び水源確保機材を使用した給水確保作業 ・ 上記の業務に付帯する業務</td></tr></table> <table><tr><td>法人の名称</td><td>株式会社にしけい</td></tr><tr><td>主たる事務所の所在地</td><td>福岡県福岡市博多区店屋町 5 番 1 0 号</td></tr><tr><td>業務の範囲及び実施方法</td><td>・ 電源車、電源復旧作業用資機材等を使用した電源復旧作業 ・ 水中ポンプ及び水源確保機材を使用した給水確保作業 ・ 上記の業務に付帯する業務</td></tr></table> <table><tr><td>法人の名称</td><td>九電産業株式会社</td></tr><tr><td>主たる事務所の所在地</td><td>福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 8 2 号</td></tr><tr><td>業務の範囲及び実施方法</td><td>・ 瓦礫等の除去活動 ・ 水中ポンプ及び水源確保機材を使用した給水確保作業 ・ 資機材等の輸送 ・ 上記の業務に付帯する業務</td></tr></table> <table><tr><td>法人の名称</td><td>ニシム電子工業株式会社</td></tr><tr><td>主たる事務所の所在地</td><td>福岡県福岡市博多区美野島一丁目 2 番 1 号</td></tr><tr><td>業務の範囲及び実施方法</td><td>・ 通信機器の復旧作業 ・ 上記の業務に付帯する業務</td></tr></table>	法人の名称	西日本プラント工業株式会社	主たる事務所の所在地	福岡県福岡市中央区高砂一丁目 1 0 番 1 号	業務の範囲及び実施方法	・ 電源車、電源復旧作業用資機材等を使用した電源復旧作業 ・ 水中ポンプ及び水源確保機材を使用した給水確保作業 ・ 上記の業務に付帯する業務	法人の名称	株式会社にしけい	主たる事務所の所在地	福岡県福岡市博多区店屋町 5 番 1 0 号	業務の範囲及び実施方法	・ 電源車、電源復旧作業用資機材等を使用した電源復旧作業 ・ 水中ポンプ及び水源確保機材を使用した給水確保作業 ・ 上記の業務に付帯する業務	法人の名称	九電産業株式会社	主たる事務所の所在地	福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 8 2 号	業務の範囲及び実施方法	・ 瓦礫等の除去活動 ・ 水中ポンプ及び水源確保機材を使用した給水確保作業 ・ 資機材等の輸送 ・ 上記の業務に付帯する業務	法人の名称	ニシム電子工業株式会社	主たる事務所の所在地	福岡県福岡市博多区美野島一丁目 2 番 1 号	業務の範囲及び実施方法	・ 通信機器の復旧作業 ・ 上記の業務に付帯する業務	別表 7－1 原子力防災組織業務の一部を委託するもの <u>(1／2)</u> 防災業務計画等命令第 2 条第 3 項に基づき、原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称、主たる事務所の所在地、業務の範囲及び実施方法は以下のとおり。 <table><tr><td>法人の名称</td><td>西日本プラント工業株式会社</td></tr><tr><td>主たる事務所の所在地</td><td>福岡県福岡市中央区高砂一丁目 1 0 番 1 号</td></tr><tr><td>業務の範囲及び実施方法</td><td>・ 電源車、電源復旧作業用資機材等を使用した電源復旧作業 ・ 水中ポンプ及び水源確保機材を使用した給水確保作業 ・ 上記の業務に付帯する業務</td></tr></table> <table><tr><td>法人の名称</td><td>株式会社にしけい</td></tr><tr><td>主たる事務所の所在地</td><td>福岡県福岡市博多区店屋町 5 番 1 0 号</td></tr><tr><td>業務の範囲及び実施方法</td><td>・ 電源車、電源復旧作業用資機材等を使用した電源復旧作業 ・ 水中ポンプ及び水源確保機材を使用した給水確保作業 ・ 上記の業務に付帯する業務</td></tr></table> <table><tr><td>法人の名称</td><td>九電産業株式会社</td></tr><tr><td>主たる事務所の所在地</td><td>福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 8 2 号</td></tr><tr><td>業務の範囲及び実施方法</td><td>・ 瓦礫等の除去活動 ・ 水中ポンプ及び水源確保機材を使用した給水確保作業 ・ 資機材等の輸送 ・ 上記の業務に付帯する業務</td></tr></table> <table><tr><td>法人の名称</td><td>ニシム電子工業株式会社</td></tr><tr><td>主たる事務所の所在地</td><td>福岡県福岡市博多区美野島一丁目 2 番 1 号</td></tr><tr><td>業務の範囲及び実施方法</td><td>・ 通信機器の復旧作業 ・ 上記の業務に付帯する業務</td></tr></table>	法人の名称	西日本プラント工業株式会社	主たる事務所の所在地	福岡県福岡市中央区高砂一丁目 1 0 番 1 号	業務の範囲及び実施方法	・ 電源車、電源復旧作業用資機材等を使用した電源復旧作業 ・ 水中ポンプ及び水源確保機材を使用した給水確保作業 ・ 上記の業務に付帯する業務	法人の名称	株式会社にしけい	主たる事務所の所在地	福岡県福岡市博多区店屋町 5 番 1 0 号	業務の範囲及び実施方法	・ 電源車、電源復旧作業用資機材等を使用した電源復旧作業 ・ 水中ポンプ及び水源確保機材を使用した給水確保作業 ・ 上記の業務に付帯する業務	法人の名称	九電産業株式会社	主たる事務所の所在地	福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 8 2 号	業務の範囲及び実施方法	・ 瓦礫等の除去活動 ・ 水中ポンプ及び水源確保機材を使用した給水確保作業 ・ 資機材等の輸送 ・ 上記の業務に付帯する業務	法人の名称	ニシム電子工業株式会社	主たる事務所の所在地	福岡県福岡市博多区美野島一丁目 2 番 1 号	業務の範囲及び実施方法	・ 通信機器の復旧作業 ・ 上記の業務に付帯する業務	原子力緊急事態支援組織の充実等に伴う読み替え
法人の名称	西日本プラント工業株式会社																																																	
主たる事務所の所在地	福岡県福岡市中央区高砂一丁目 1 0 番 1 号																																																	
業務の範囲及び実施方法	・ 電源車、電源復旧作業用資機材等を使用した電源復旧作業 ・ 水中ポンプ及び水源確保機材を使用した給水確保作業 ・ 上記の業務に付帯する業務																																																	
法人の名称	株式会社にしけい																																																	
主たる事務所の所在地	福岡県福岡市博多区店屋町 5 番 1 0 号																																																	
業務の範囲及び実施方法	・ 電源車、電源復旧作業用資機材等を使用した電源復旧作業 ・ 水中ポンプ及び水源確保機材を使用した給水確保作業 ・ 上記の業務に付帯する業務																																																	
法人の名称	九電産業株式会社																																																	
主たる事務所の所在地	福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 8 2 号																																																	
業務の範囲及び実施方法	・ 瓦礫等の除去活動 ・ 水中ポンプ及び水源確保機材を使用した給水確保作業 ・ 資機材等の輸送 ・ 上記の業務に付帯する業務																																																	
法人の名称	ニシム電子工業株式会社																																																	
主たる事務所の所在地	福岡県福岡市博多区美野島一丁目 2 番 1 号																																																	
業務の範囲及び実施方法	・ 通信機器の復旧作業 ・ 上記の業務に付帯する業務																																																	
法人の名称	西日本プラント工業株式会社																																																	
主たる事務所の所在地	福岡県福岡市中央区高砂一丁目 1 0 番 1 号																																																	
業務の範囲及び実施方法	・ 電源車、電源復旧作業用資機材等を使用した電源復旧作業 ・ 水中ポンプ及び水源確保機材を使用した給水確保作業 ・ 上記の業務に付帯する業務																																																	
法人の名称	株式会社にしけい																																																	
主たる事務所の所在地	福岡県福岡市博多区店屋町 5 番 1 0 号																																																	
業務の範囲及び実施方法	・ 電源車、電源復旧作業用資機材等を使用した電源復旧作業 ・ 水中ポンプ及び水源確保機材を使用した給水確保作業 ・ 上記の業務に付帯する業務																																																	
法人の名称	九電産業株式会社																																																	
主たる事務所の所在地	福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 8 2 号																																																	
業務の範囲及び実施方法	・ 瓦礫等の除去活動 ・ 水中ポンプ及び水源確保機材を使用した給水確保作業 ・ 資機材等の輸送 ・ 上記の業務に付帯する業務																																																	
法人の名称	ニシム電子工業株式会社																																																	
主たる事務所の所在地	福岡県福岡市博多区美野島一丁目 2 番 1 号																																																	
業務の範囲及び実施方法	・ 通信機器の復旧作業 ・ 上記の業務に付帯する業務																																																	

玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読み替え後	備 考						
な し	別表 7－1 原子力防災組織業務の一部を委託するもの（2／2） <table><tr><td>法人の名称</td><td>日本原子力発電株式会社</td></tr><tr><td>主たる事務所の所在地</td><td>東京都千代田区神田美土代町 1－1</td></tr><tr><td>業務の範囲及び実施方法</td><td>美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子 3 8 号 3 6）が以下の業務を行う ・ 支援組織要員の派遣 ・ 遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・ 遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援 ・ 遠隔操作機器を用いた除染作業の支援</td></tr></table>	法人の名称	日本原子力発電株式会社	主たる事務所の所在地	東京都千代田区神田美土代町 1－1	業務の範囲及び実施方法	美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子 3 8 号 3 6）が以下の業務を行う ・ 支援組織要員の派遣 ・ 遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・ 遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援 ・ 遠隔操作機器を用いた除染作業の支援	原子力緊急事態支援組織の充実等に伴う読み替え
	法人の名称	日本原子力発電株式会社						
	主たる事務所の所在地	東京都千代田区神田美土代町 1－1						
	業務の範囲及び実施方法	美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子 3 8 号 3 6）が以下の業務を行う ・ 支援組織要員の派遣 ・ 遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・ 遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援 ・ 遠隔操作機器を用いた除染作業の支援						